(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道沙流郡日高町字厚賀町一二七番一から同道新冠郡新冠町字高江二一九番一まで	前	A　一三・〇～一一・八メートル	一〇・三八八キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	B　一一・八～一〇・〇メートル	一〇・二三八キロメートル	
		C　一〇・〇～八・四メートル	一・二三八キロメートル	
		D　八・〇～一三・八メートル	一〇・三六五キロメートル	
		A　一三・〇～一一・八メートル	一〇・三八八キロメートル	
		B　一一・八～一〇・〇メートル	一〇・二三八キロメートル	
		C　一〇・〇～八・四メートル	一・二三八キロメートル	
		D　八・〇～一三・八メートル	一〇・三六五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　二百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩二〇番一から同町字大岩二一九番一まで	前	一二・九四～一六・七八メートル	〇・〇三七キロメートル	
	後	九・三八～一六・七八メートル	〇・〇三七キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

(二)　道路の種類　一般国道

(三)　路線名　二百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道茅部郡鹿部町字大岩四八番一〇から同町字本別五三一番六九まで	A	七・六～一一・〇メートル	七・〇六三キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	B・C			
	前 D・E・F	一一・一～一一四・〇	七・三九七	
	後 G・H・I	七・六～一一・〇	七・〇六三	
	A	七・六～一一・〇	七・〇六三	
	B・C			
	前 D・E・F	一一・一～一一四・〇	七・三九七	
	後 G・H・I			

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字大岩一七番一から同町字大岩二一〇番一まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日

○北海道開発局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日

北海道開発局長　関　博之

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
二百七十八号	北海道茅部郡鹿部町字鹿部二五一番一九から同町字本別五三一番二三五まで	北海道開発局及び同局函館開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月二十七日十四時

官庁報告

官庁事項

国民保護に関する基本指針の変更

内閣総理大臣は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第三十二条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の変更を次のとおり公示する。

国民保護に関する基本指針の変更

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第32条第6項において準用する同条第3項の規定に基づき、国民の保護に関する基本指針の一部を次のように変更する。

国民の保護に関する基本指針目次中「飲食物の摂取制限」を「飲食物の摂取制限等」に改める。

第1章2中「各機関の文書管理に関する規定に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適正かつ円滑な運用を確保する観点から行政文書管理上満たすべき要件を規定している同法施行令を踏まえて定められている期間」を「公文書等の管理に関する法律に基づき各行政機関において設定した保存期間が満了するまでの間」に改める。

第1章4(2)中「緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊」を「広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊」に改める。

第4章第1節1(1)中「表現で」の次に「原則として」を、同節1(2)中「伝達するため」の次に「、緊急情報ネットワークシステム（Em―Net）、全国瞬時警報システム（J―ALERT）」を加える。

第4章第1節2(4)中「参加するものとする。」の次に「なお、避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。」を加え、「防止に努めるものとする。」の次に次のように加える。

○大規模集客施設や旅客輸送関連施設についても、地方公共団体は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

第4章第1節2(4)中「屋内避難を指示するとともに」を「状況に応じ、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を指示するとともに」に、「原則として、対策本部長は、コンクリート屋内等への屋内避難を指示するものとする。」を「対策本部長は、状況に応じ、PAZの範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を直ちに指示するとともに、その他被害が及ぶおそれがある地域に対しても、屋内避難又は他の地域への避難を行わせることを基本とする。（屋内避難にあたっては、コンクリート屋内へ避難することが望ましい。）」に改める。

第4章第3節3(2)中「以下の点に留意する」の次に「とともに、状況に応じて対処を行う」を加え、「文部科学省、経済産業省、国土交通省」を「原子力安全委員会、国土交通省、文部科学省、経済産業省又は国土交通省から」を「原子力規制委員会は、」に、「）の連絡を受けた場合」を「）を受けた場合」に、「原子力安全委員会委員」を「原子力規制委員会委員」に、「現地の情報の収集は、原則として武力攻撃原子力災害合同対策協議会に一元化するものとする。」を「国民保護法第105条第7項に規定する応急対策の実施に係る公示（②及び③において、単に「公示」という。）を行った後における官邸及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については、原則として原子力施設等における応急対策に関する情報については原子力施設事態即応